

第 86 号議案

財産の処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号及び第 8 号並びに豊後大野市有財産条例（平成 17 年豊後大野市条例第 74 号）第 2 条の規定により、次のとおり財産を処分することについて、議会の議決を求める。

売払財産

所在地	地目	面積（㎡）	売払予定価格
豊後大野市大野町田中字竜王 276-21	宅地	356.52	1,078,000 円
豊後大野市大野町田中字竜王 276-22	宅地	333.54	1,008,000 円
豊後大野市大野町田中字竜王 276-23	宅地	390.34	1,180,000 円
豊後大野市大野町田中字竜王 276-24	宅地	424.88	1,285,000 円
豊後大野市大野町田中字竜王 276-25	宅地	334.99	1,013,000 円
豊後大野市大野町田中字竜王 276-26	宅地	352.04	1,064,000 円
豊後大野市大野町田中字竜王 276-27	宅地	347.35	1,050,000 円
豊後大野市大野町田中字竜王 276-28	宅地	366.20	1,107,000 円
豊後大野市大野町田中字竜王 276-29	宅地	383.71	1,160,000 円
豊後大野市大野町田中字竜王 276-30	宅地	370.89	1,121,000 円
豊後大野市大野町田中字竜王 276-31	宅地	340.48	1,029,000 円
豊後大野市大野町田中字竜王 276-32	宅地	350.28	1,059,000 円
豊後大野市大野町田中字竜王 276-33	宅地	350.42	1,060,000 円
豊後大野市大野町田中字竜王 276-34	宅地	323.24	977,000 円
豊後大野市大野町田中字竜王 276-35	宅地	340.02	1,028,000 円
豊後大野市大野町田中字竜王 276-36	宅地	349.69	1,057,000 円
豊後大野市大野町田中字竜王 276-37	宅地	349.55	1,057,000 円
豊後大野市大野町田中字竜王 276-38	宅地	335.09	1,013,000 円
豊後大野市大野町田中字竜王 276-39	宅地	409.97	1,240,000 円
豊後大野市大野町田中字竜王 276-40	宅地	356.59	1,078,000 円
豊後大野市大野町田中字竜王 276-41	宅地	357.28	1,080,000 円
豊後大野市大野町田中字竜王 276-42	宅地	424.52	1,284,000 円
豊後大野市大野町田中字竜王 276-43	宅地	351.65	1,063,000 円
豊後大野市大野町田中字竜王 276-44	宅地	439.22	1,328,000 円
豊後大野市大野町田中字竜王 276-45	宅地	475.01	1,436,000 円
豊後大野市大野町田中字竜王 276-46	宅地	394.91	1,194,000 円
合計（26 筆）		9,608.38	29,049,000 円

平成 30 年 9 月 12 日 提出

豊後大野市長 川野 文 敏

提案理由

旧大分県立大野高等学校跡地の市有地を、宅地分譲地として処分したいので、この案を提出するものである。